



ご注意を！

こんな消費者トラブルがありました

富士市消費生活センターには、毎年約2,000件の相談が寄せられています。「私は大丈夫」と思っている、思わぬトラブルに巻き込まれてしまう場合があります。トラブルを防ぐには、事例や手口を知っておくことが有効です。今回は、相談が多い事例を対策とともにご紹介します。

問合せ 市民安全課 ☎55-2750 FAX51-0367 E si-shiminanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市消費生活センターを
ご利用ください

富士市消費生活センターでは、消費生活に関する困り事や契約に関することなど様々な相談を、専門の相談員が受け付けています。

直接または電話でご相談ください。

とき／月／金曜日 9～16時

(祝休日、年末年始を除く)

ところ／市役所3階北側

相談窓口／富士市消費生活センター

☎(55)2756

※富士市消費生活センターには、業者への指導・取り締まりの権限はありません。

▼国民生活センター

消費者トラブルFAQサイト

消費者トラブルに遭った人に対して、「よくある質問」の形でトラブルの解決を支援する情報を提供します。

詳しくは
こちら▼



投資詐欺に注意！

金融庁に登録がない投資に関する業者とは、絶対に取引をしないでください。

詳しくは、左記のQRコード（金融庁ウェブサイトを）をご覧ください。



フィッシングメール



自分を守るカギ

- まずは疑い、メールに記載されたURL (http://○○)にアクセスしたり電話をかけたりしない
- 公式サイト・公式アプリから真偽を確認する

電話勧誘販売



自分を守るカギ

- 知らない番号、知らない業者からの電話には注意
- 少しでもおかしいと思ったらきっぱりと断る
- 身に覚えのない物が届いても受け取らず、お金を払わない

強引な訪問購入



自分を守るカギ

- 知らない番号、知らない業者からの電話には注意
- 安易に訪問を承諾したり、家の中に入れたりしない
- 売るつもりがなければ、きっぱりと断る

点検商法



自分を守るカギ

- 突然訪問してきた業者には安易に点検させない
- その場で契約せず、周りの人に相談する
- 複数の業者から相見積もりをとって、十分に検討する

クーリング・オフって何？

訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、一定期間内に手続きをすれば、無条件で契約を解除できる制度のことです。

訪問販売、電話勧誘販売、エステ・学習塾、訪問購入など	8日以内
マルチ商法、内職商法・モニター商法など	20日以内

- クーリング・オフを通知する書面を、記録の残る**特定記録郵便**または**簡易書留**で発送します。
 - メールやSNS、サイトの専用フォーム、FAXなどでも可能です。
 - 送った書面はコピーを取るなどして、**必ず保存**しましょう。
- ※クレジット契約をしている場合、クレジット会社にも同じ内容の書面で通知します。

定期購入



自分を守るカギ

- 通信販売はクーリング・オフができない
- 購入前に販売サイトの契約内容、解約・返品
の条件や「最終確認画面」を必ず確認する

何度でもスクロールしないと、サイト全体を見ることができない。

初回分の数量と金額だけしか表示されない。支払いの総額や期間中に届く数量が表示されない。

販売サイト

ダイエットサプリメント

あの有名人も使用

××コース限定特典
通常価格 5000 円
初回実質 0 円
(送料 500 円のみ)

注文手続きに進む

ご注文内容

××コース 500 円
数量 1 個

お客様情報

注文手続きに進む

××コースは4回購入が条件です。
4回の合計金額は12,800円です。
※送料は別途です。

契約内容や条件などの表示が小さかったり、リンク先でないと確認できなかったりする。

申込みの最終確認画面

契約内容や条件などが商品の効能を紹介する表示から離れている。文字が小さい。

スニーキング

こっそり定期購入させるなど、ユーザーに不利益な情報をギリギリまで表示しない